

※内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生本部本部長）、官房長官、内閣府副大臣、
地方創生担当大臣、政府関係機関移転に関する有識者会議座長
消費者担当大臣、消費者庁長官、宛に提出

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表）岩岡 宏保
代表理事（共同代表）河野 康子
代表理事（共同代表）松岡萬里野

政府関係機関の地方移転の検討にあたっての要望
～消費者行政機関の機能を維持・発展させるため、
消費者庁と国民生活センターの地方移転に強く反対します～

昨年9月、政府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。その施策の一つとして政府関係機関の地方移転が検討され、ホームページに公表された資料によると、消費者庁と国民生活センターについては徳島県への移転が検討されています。

施策の目的に掲げられる東京一極集中の是正が我が国の重要な政策課題であることは言うまでもありませんが、2004年の消費者基本法の制定から積み上げてきた消費者行政の推進もまた、同じく我が国の重要な政策課題であり続けています。

2008年、消費者基本法の理念の観点から「明治以来の日本の政府機能の見直しを目指す」として「消費者行政推進基本計画」が策定されましたが、その中では消費者庁を「行政の『パラダイム（価値規範）転換』の拠点であり、真の意味での『行政の改革』のための拠点である」と位置付けています。現状は十分な到達点とは言えないまでも、高く掲げた目標に向けて一歩ずつ積み上げている途上にあると言えるでしょう。将来に向けて、消費者庁は消費者行政の司令塔・エンジン役として、国民生活センターは全国の消費生活センター・消費生活相談窓口を支援するセンターオブセンターとして、その機能をますます充実強化していくことが必要です。

前述の「消費者行政推進基本計画」には、消費者庁の機能として「強力な総合調整権限、勧告権」や消費者目線に立った新法等の「企画立案機能」などが挙げられていますが、2007～2008年に発生した中国製冷凍餃子毒物混入事件のように消費者の安全に関わる問題も発生することを考えると「緊急対応機能」も重要です。消費者政策は各府省庁等の所管分野に広範に関連するものであり、これら機能を効率的・効果的に実施するためには、消費者の視点に立ちながら国会や関係府省庁との総合調整、連携が不可欠になります。

政府方針においては「移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う」とされていますが、上記のような消費者行政の特徴を考えれば、弊害・問題点を上回る必要性・効果があるとも思えず、弊害を少なくする措置も、たとえ相当なコストをかけたとしても不十分なものに止まらざるを得ず、その結果、消費者庁や国民生活センターの機能は低下し、消費者行政の後退は避けられません。したがって、全国消費者団体連絡会は、消費者庁と国民生活センターの地方移転に強く反対します。消費者行政の充実強化のために、慎重の上に慎重を重ねたご判断をお願いいたします。

以上

2015年11月10日

※消費者委員会委員長、国民生活センター理事長、徳島県知事、各党代表 宛に提出

一般社団法人 全国消費者団体連絡会
代表理事（共同代表）岩岡 宏保
代表理事（共同代表）河野 康子
代表理事（共同代表）松岡萬里野

政府関係機関の地方移転の検討にあたって、政府に要望書を提出いたしました。

拝啓 貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より消費者政策の推進に格別のご尽力をいただいておりますことに敬意を表します。

さて、現在、まち・ひと・しごと創生本部におきまして、消費者庁と国民生活センターの徳島県への移転が検討されています。消費者政策の推進には、消費者の視点に立ちながら、国会や関係府省庁との調整、連携が不可欠ですが、地方に移転したのでは必要な機能が維持できなくなり、その結果、消費者行政が後退せざるをえないと強く懸念します。私たちは消費者行政機関の機能を維持・発展させることを求める立場から、政府に別紙のような要望書を提出いたしました。

貴職におかれましては、私たちの懸念をご理解の上、ご協力をお願いできれば幸いです。何卒よろしく願いいたします。

敬具

(別紙) 内閣総理大臣宛要望書 (写し) 1 通